

マキユエイド（トリアムシノロンアセトニド）出荷停止に伴うケナコルト A の適応外使用について、厚労省から疑義解釈が発出されました。疑義解釈も添付します。

■マキユエイド眼注用 40mg の出荷停止に伴い、関係学会から、他剤で代替できない患者に対しては、ケナコルト-A 筋注用関節腔内用水懸注 40mg/1mL を代替品として使用するよう周知されているが、これに従った場合において、代替薬の有無等を考慮の上、診療報酬明細書の摘要欄に投与の理由を記載することにより、個々の症例ごとの医学的判断に基づき診療報酬の算定の可否が判断されるのか。（答）そのとおり。

また日眼ホームページに「マキユエイド®眼注用 40mg(トリアムシノロンアセトニド)の代替として、ケナコルト-A®筋注用関節腔内用水懸注 40mg/1mL を硝子体手術の硝子体可視化を目的とした手術補助剤としてご使用いただくにあたっての用法・用量、調整方法および会員各位へのご協力依頼」が掲載されている URL を下記にてご連絡します。

<https://www.nichigan.or.jp/news/detail.html?itemid=648&dispmid=1050&TabModule796=0>